

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

働き方改革 フレックスタイム制の改正 Part.1

2019年4月1日の法改正によって、フレックスタイムの清算期間上限が

「1ヶ月」から「3ヶ月」に延長され、月をまたいだ労働時間の調整が可能になりました。そこで今回から3回に渡り、フレックスタイム制の改正内容のポイント事項をまとめます。今回は従来の清算期間の上限が「1ヶ月」までの概要について記します。

① フレックスタイム制のメリット

例えば夫婦共働きの労働者がお子様の保育園の送り迎えを交代でしたり、通勤ラッシュで疲弊するのを避けたい場合など、予め働く時間の総量（総労働時間）を決めた上で、日々の出退勤時間や働く長さを労働者が自由に決めることにより、仕事と生活の調和を図ることができます。会社にとっても、労働者が働きやすい職場環境を作ることによって長く定着してもらえるなどのメリットがあります。

●通常の労働時間制度



●フレックスタイム制（イメージ）



② 清算期間の上限が「1ヶ月」までの導入手続きについて

Point.1 就業規則等への規定と労使協定の締結が必要

Point.2 労使協定で制度の基本的枠組みの定めが必要

①対象となる労働者の範囲：

全従業員、部ごと、課ごと、グループごと、各人ごとなど様々な範囲で設定可能です。

②清算期間（労働者が労働すべき時間を定める期間）：

法改正により上限が3ヶ月。清算期間の起算日も設定する必要があります。

③清算期間における総労働時間（清算期間における所定労働時間）：

清算期間における総労働時間は、法定労働時間の総枠の範囲内でなければなりません。

$$\text{清算期間における総労働時間} \leq \frac{\text{清算期間の暦日数}}{7日} \times 1 \text{ 週間の法定労働時間 } 40 \text{ 時間}^*$$

※特例措置の対象事業場は上記の式において1週間の法定労働時間を44時間として計算します。



清算 日数 の 間	1ヶ月の法定労働時間の総枠	
	31日	177.1時間
	30日	171.4時間
	29日	165.7時間
	28日	160.0時間

④標準となる1日の労働時間：

標準となる1日の労働時間とは、年次有給休暇を取得した際に支払われる賃金の算定基礎となる労働時間の長さを決めるものです。清算期間における総労働時間を期間中の所定労働日数で割った時間が基準となります。

⑤コアタイム（任意）：

コアタイムとは労働者が1日のうちで必ず勤務しなければならない時間帯です。必ず設けなければならないものではありませんが、設ける場合はその時間帯の開始時間と終了時間を定める必要があります。

⑥フレキシブルタイム（任意）：

フレキシブルタイムとは、労働者が自らの選択によって労働時間を決定することができる時間帯です。

厚生労働省 HP「フレックスタイム制のわかりやすい解説&導入の手引き」はこちら

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。